

( 公印省略 )

学人第 3 0 0 1 3 - 4 号

平成 2 9 年 4 月 2 7 日

各都道府県教育委員会  
免許事務主管課長 様

群馬県教育委員会事務局  
学校人事課長 上原 永次

平成 2 9 年度群馬県教育委員会教育職員免許法認定講習の実施について(通知)

このことについて、別添実施要項のとおり実施します。

つきましては、貴都道府県の教育職員についても、各科目の受講人員に余裕がある場合  
には受講を許可する予定なので、受講希望者がありましたら下記により提出願います。

なお、平成 2 9 年度群馬県教育委員会教育職員免許法認定講習受講申込書(別記様式  
1)については、記載事項が正確に記載されているか審査いただき、申込一覧表(別記様  
式 2)に取りまとめのうえ提出願います。

記

### 1 提出書類及び提出部数

別記様式 1 . . . . . 1 部

別記様式 2 . . . . . 1 部

### 2 提出期限及び提出先

#### (1) 提出期限

6 月 5 日 ( 月 )

#### (2) 提出先

〒 3 7 1 - 8 5 7 0 群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号

群馬県教育委員会事務局 学校人事課 免許・電算係

電 話 ( 0 2 7 ) 2 2 6 - 4 6 0 2 ( 直通 )

F A X ( 0 2 7 ) 2 4 3 - 7 7 5 9

### 3 その他

認定講習開設科目については、文部科学省における審査の結果、予定している免許法  
認定講習の内容が変更になる場合があります。変更のある場合には、後日御連絡いたし  
ます。

担 当 : 学校人事課  
免許・電算係 大澤  
電 話 : 027-226-4602(直通)  
E-mail : osawa-r@pref.gunma.lg.jp

# 平成29年度群馬県教育委員会教育職員免許法認定講習実施要項

## 1 目的

本講習は、教育職員免許法の規定に基づき、現職教員等に対して免許状を取得するために必要な単位を修得する機会を与え、併せて資質・保有率の向上を図る。

平成27年12月の中央教育審議会において、平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が当該学校免許状を所持することを目指す、と答申されています。

## 2 主催

群馬県教育委員会事務局学校人事課

## 3 実施期間

平成29年8月7日（月）～8月25日（金）（土・日・祝日、8/14～16、18を除く。）

計10日間

## 4 開設科目

別紙「平成29年度群馬県教育委員会教育職員免許法認定講習開設科目一覧」のとおり

## 5 講義時間

日程	講義又は演習 9:00～10:30	休憩	講義又は演習 10:40～12:10	昼食	講義又は演習 13:00～14:30	休憩	講義又は演習 14:40～16:10
1日目	①～②校時		③～④校時		⑤～⑥校時		⑦～⑧校時
2日目	⑨～⑩校時		⑪～⑫校時		⑬～⑭校時		⑮校時 試験

## 6 会場

群馬大学荒牧キャンパス（前橋市荒牧町4-2）

## 7 受講資格（受講許可優先順位）

### (1) 受講資格

基礎となる免許状（幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の普通免許状）を所有し、特別支援学校教諭2種免許状を取得（免許法別表第7）又は特別支援学校教諭2種免許状に新教育領域を追加（免許法第5条の2第3項、免許法施行規則第7条第5項）しようとする者

### (2) 受講許可優先順位

上記(1)に該当する者の受講許可の優先順位は、次の順とする。

ア 現在、特別支援学校に教諭（臨時的任用教員を除く。）として勤務し、当該校の教育領域を定めた特別支援学校教諭免許状を所有していない者

イ 現在、小学校又は中学校の特別支援学級を担任する教諭（臨時的任用教員を除く。）として勤務し、当該児童又は生徒の教育領域を定めた特別支援学校教諭免許状を所有していない者

ウ 現在、教諭（臨時的任用教員を除く。）として勤務し、特別支援学校教諭2種免許状の取得を希望する者

エ 現在、教諭（臨時的任用教員を除く。）として勤務し、特別支援学校教諭2種免許状に新教育領域の追加を希望する者

オ 現在、臨時的任用教員として勤務し、特別支援学校教諭2種免許状の取得又は特別支援学校教諭2種免許状に新教育領域の追加を希望する者（実施期間内に任用されている臨時的任用教員に限る）

カ その他、主催者が適当と認める者（群馬県外の方に限る）

（注） 休職、病休、産休、育休又は介休中の者及び非常勤講師を除く。

## 8 許可通知

7月中旬に受講許可者には受講許可書を、不許可者には不許可の通知をする。

※ 7月21日（金）までに通知がない場合は、所轄する教育委員会に確認すること。

## 9 その他

- (1) 開設要件 群馬県内の受講者が著しく少ない場合は、開設しないものとする。  
また、不測の事態により開設しない場合もある。
- (2) 修得方法 単位の修得方法は、群馬県教育委員会のホームページで確認のうえ、申込みを行うこと。  
URL : <http://www.pref.gunma.jp/03/x1800024.html>  
なお、各都道府県により単位の修得方法が異なることから、群馬県以外の教員が受講する場合は、事前に所轄の教育委員会に確認のうえ、申込みを行うこと。
- (3) 経 費 受講料は徴収しない。  
ただし、テキスト等の講習に要する経費は、本人の負担とする。  
なお、テキスト等が必要な場合は、別途指示（許可通知に添付）する。
- (4) 勤務態様 本講習の参加については、職務専念義務免除の扱いとする。
- (5) 単位認定 当該授業時数の5分の4以上に出席し、成績審査に合格した者に対し、1単位を認定し「学力に関する証明書」を10月中に交付する。
- (6) 成績審査 単位認定試験は、それぞれの講義最終日の最終講義終了後に行う。場合によっては、レポートを単位認定試験にかえることもある。
- (7) 許可基準 受講申込みが定員を超えた場合又は受講資格を有していない場合は、不許可となることもある。  
なお、許可基準は各開設科目とも、「7 受講資格（2）受講許可優先順位」による。
- (8) 受講辞退 万一、受講が不可能になった場合は、辞退届（別記様式4）を提出すること。  
なお、無断で受講等の放棄（無断で欠席、遅刻、早退又はレポート未提出等）があった場合、次年度以降の受講を許可しない。

## 10 受講の申込方法及び期限

- (1) 受講希望者は、受講申込書（別記様式1）を1部作成し校長に提出する。
- (2) 校長は受講申込書を取りまとめ、(3)の宛先へ提出する。
- (3) 受講申込書の提出期限及び提出先は、次のとおりとする。
- ア 市町村立学校及び学校組合立学校  
..... 所轄の市町村教育委員会等が指定する期日までに提出する。
- イ 市町村教育委員会..... 5月29日（月）までに、申込一覧表（別記様式2）及び申込確認書（別記様式3）を受講申込書とともに所轄の教育事務所あて提出する。
- ウ 県立学校、群馬大学教育学部附属学校、各都道府県教育委員会  
..... 5月29日（月）までに、申込一覧表（別記様式2）を受講申込書とともに学校人事課あて提出する。

## 11 問い合わせ先

群馬県教育委員会事務局 学校人事課 免許・電算係  
〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1  
電話 027-226-4602（直通） FAX 027-243-7759

## 平成29年度群馬県教育委員会教育職員免許法認定講習開設科目一覧

科目 コード	取得できる 免許状	免許法施行規則に定める科目区分等		開設科目名	講習期日	時間 数	講 師 名	定 員
		科 目	各科目に含める必要事項	中心となる領域				
1	特支2種 (聴覚障害者)	特別支援教育領域に 関する科目	心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目	聴覚障害児の教育 聴覚障害者	8月7日(月) 8日(火)	15	群馬大学教育学部 教授 金澤 貴之	70
2	特支2種	特別支援教育の基礎 理論に関する科目		障害児教育総論	8月9日(水) 10日(木)	15	群馬大学教育学部 准教授 木村 素子	150
3	特支2種 (病弱者)	特別支援教育領域に 関する科目	心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病 理に関する科目 心理に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目	病弱児教育総論 病弱者	8月17日(木) 21日(月)	15	高崎健康福祉大学人間 発達学部 学部長 松田 直	150
4	特支2種	免許状に定められる こととなる特別支援 教育領域以外の領域 に関する科目	心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病 理に関する科目 心理に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導 法に関する科目	LD等教育総論 重複・LD等 視覚障害者・聴覚障害者・知的 障害者・肢体不自由者・病弱者	8月22日(火) 23日(水)	15	群馬大学教育学部 名誉教授 久田 信行	150
5	特支2種 (視覚障害者)	特別支援教育領域に 関する科目	心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病 理に関する科目	視覚障害児の理解 視覚障害者	8月24日(木) 25日(金)	15	群馬大学教育学部 准教授 中村 保和	70